

別 紙

中 間 判 決

主 文

原告の本件訴えに関する被告の本案前の主張は理由がない。

事 実 及 び 理 由

## 第 1 請求

被告は、(仮称) a 第 2 小学校の建設事業に関して、一切の公金を支出し、契約を締結し、又は債務その他の義務を負担してはならない。

## 第 2 事案の概要

### 1 事案の要旨

本件は、東広島市の住民である選定者らが、同市が新しく建設する予定の(仮称)東広島市立 a 第 2 小学校(以下「本件小学校」という。)について、建設候補地として選定された土地が不適切である等と主張して、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 1 号に基づき、被告が本件小学校の建設事業(以下「本件事業」という。)に関する公金の支出等の一切の財務会計上の行為を行うことの差止めを請求している住民訴訟である。

### 2 前提事実(証拠等の掲記のない事実は当事者間に争いがない。)

(1)ア 選定者らは、いずれも東広島市の住民である。

イ 東広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、東広島市が処理する教育に関する事務のうち、学校の設置に関する事務及び学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関する事務等を管理及び執行する権限を有する(平成 26 年法律第 76 号による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、上記改正前の同法を単に「地教法」という。) 23 条 1 号, 2 号)。

ウ 被告は、東広島市長であり、教育委員会の申出を待って、教育財産の取得を行う権限を有する(地教法 24 条 3 号, 28 条 2 項)。

(2) 東広島市立 a 小学校は、同市 b 町 c に所在する小学校である。同校の児童数は、平成 21 年以降は 1 年間に約 60 人から 70 人の割合で増加しており、平成 30 年頃には約 1480 人となると予想されている。

(3) 教育委員会は、a 小学校の規模が過大であるとして、a 小学校から分離する形で本件小学校を設置することとし、平成 23 年頃から建設候補地の選定作業を行った。

そして、教育委員会は、平成 25 年 2 月頃、本件小学校の建設候補地として A、B 及び C 候補地の 3 箇所を選定し、その旨を市議会の文教厚生委員会において報告した（甲 20）。

(4) 平成 25 年 5 月頃、本件小学校の建設候補地として新たに D 候補地が浮上し、さらに、E 候補地が浮上した（甲 22 から甲 24 まで）。

(5) 教育委員会は、平成 26 年 2 月、本件小学校の建設予定地として D 候補地を選定し、その旨を市議会の文教厚生委員会において報告した。

(6) 選定者らは、平成 27 年 1 月 27 日、東広島市監査委員に対し、被告、東広島市教育部長及び東広島市教育部次長兼教育総務課長について、地方自治法 242 条 1 項に基づく職員措置請求をした（甲 1。以下「本件請求」という。）。

東広島市監査委員は、同年 2 月 5 日、本件請求が不適法であるとして却下する決定をした（甲 16。以下「本件却下決定」という。）。

(7) 原告は、平成 27 年 3 月 3 日、本件訴訟を提起した。

### 3 争点及び当事者の主張

#### (1) 本案前の争点

本件訴訟は適法な住民監査請求を経ていないため不適法か。

(被告の主張)

本件請求は不適法として却下されているから、本件訴訟は、適法な住民監査請求を経ていない。

(原告の主張)

東広島市監査委員は、本件請求の真意を誤解して、誤って却下しただけであり、本件請求は適法であった。

したがって、本件訴訟は適法な住民監査請求を経たもので、適法である。

(2) 本案の争点

本件事業に関して被告が行う財務会計上の行為は違法か。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の争点について

- (1) 証拠（甲1）によると、選定者らは、本件請求の措置請求書（以下「本件請求書」という。）において、「いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか」という項に、D候補地が本件小学校の建設予定地に決定したと新聞報道されたことや、その後の地元説明会で地域住民が出した要望に対して教育委員会が真摯に対応しないことといった内容を記載したこと、「その行為は、どのような理由で違法、不当なのか」という項に、本件小学校のD候補地への誘致は被告の有力な後援者が被告に対して強力に要請したものであり、被告が学校教育部長、同部次長兼学校総務課長及び教育長に指示したため、教育委員会が、A候補地について事実と異なる問題点をでっち上げてD候補地に決定したという趣旨の内容を記載したことが認められる。また、選定者らは、本件請求書の「その結果、どのような損害が市に生じているのか」という項に、A候補地であれば「静かな環境での教育現場が確保できる上に、33億円で建設できるのに対し」、D候補地としたことで「教育環境が劣悪になると共に41億円……に予算が膨れ上がり、8億円もの血税が無駄遣いされる」、さらに、「防音壁設置によるコストアップ額は……数億円にのぼるものと予測され、その結果、血税の無駄遣いの額は10億円以上にもなる」という趣旨を記載したことが認められる。

そして、証拠（甲16）によれば、東広島市監査委員は、本件請求書によ

る本件請求に対し、本件請求の対象となる財務会計上の行為は建設予定地をD候補地とした場合の本件事業に係る支出であり、教育委員会による用地選定をその先行行為と解した上で、D候補地に建設した場合にA候補地と比較して10億円以上の損害が生じることについて明確な根拠がないこと、支出額は建設候補地の優劣を判断する要素の一つにすぎないから、仮に支出額に10億円の差が生じたとしても、これをもって先行行為が不当とはいえないこと、という理由を挙げて、本件請求が要件を欠いて不適法であると判断して本件却下決定を行ったことが認められる。

- (2) しかしながら、東広島市監査委員が本件却下決定の理由として挙げているのは、選定者らの本件請求について、選定者らの主張する先行行為が不当とはいえないため、本件請求の対象である財務会計上の行為も違法又は不当とはいえないということであって、これは要するに本件請求は理由がないということにすぎないから、本件請求の適法性に影響を与えるものではない。

また、その他、本件請求の適法性を疑わせるような事情は見当たらない。

- (3) そうすると、本件却下決定は、適法な本件請求を東広島市監査委員が誤って却下したものであり、このような場合、当該請求を行った住民は、適法な住民監査請求を経たものとして直ちに住民訴訟を提起することができる（最高裁判所平成10年12月18日判決・民集52巻9号2039頁参照）。

## 2 結論

よって、本件却下決定がされたことを理由に、本件訴訟が適法な住民監査請求を経ていないとする被告の本案前の主張は理由がなく、その余の争点について更に審理をする必要があるから、主文のとおり中間判決をする。

広島地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 小 西 洋

裁判官 財 賀 理 行

裁判官 内 藤 陽 子

